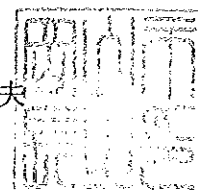


特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項及び岡山市特定非営利活動促進法施行条例第8条の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったため、同法第25条第5項の規定により公告する。

平成26年 / 月 24日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 申請のあった年月日  
平成26年1月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人AMD A社会開発機構
- 3 代表者の氏名  
鈴木 俊介
- 4 主たる事務所の所在地  
岡山市北区蕃山町4番5号
- 5 定款変更の内容
  - (1) 第6条記載誤りを訂正する。  
「この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。」

平成24年4月1日、改正特定非営利活動促進法施行に伴う変更

  - (2) 理事の代表権に係る事項  
第15条第2項に「理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」を設け、以下項番号を繰り下げる。これに伴い、第24条第2項第3号及び第33条第3号の「第15条第4項」を、「第15条第5項」に改める。
  - (3) みなし決議の規定を設ける  
第28条第3項に、「理事又は正会員が総会の目的である事項について提

案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。」を追加する。第30条第3項に「前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を追加する。

(4) 第51条、定款変更に関する事項を次のように改める。

「この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。(1) 目的 (2) 名称 (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る) (5) 社員の資格の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く) (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る) (10) 定款の変更に関する事項」

(5) 会計書類の見直しに係る事項

第5条第2項「収益」を「利益」に改める。第23条第4号及び第5号の「収支」を「活動」、第8号の「収入」を「収益」に改める。第39条第1号の「設立当初」を「設立の時」に、第4号、第5号及び第6号の「収入」を「収益」に改める。第44条の「収支予算」を「活動予算」、第48条の「収支計算書」を「活動計算書」に改める。第45条第1項の「収入支出する」を「収益費用を講じる」に、第2項の「収入支出」を「収益費用」に改める。

(6) 表決権等に関する事項

第37条第3項「前条及び次条第1項」を「前条第2項及び次条第1項」に改める。